

修正申告・期限後申告には罰金や金利が・・・附帯税について

修正申告や期限後申告をした場合は、いろいろなペナルティが課されます。
今回は附帯税（ペナルティ）についてまとめてみました。これらの税金は納付をしても経費となりません。

名称	課される場合	税率	備考	
過少申告加算税	期限内に確定申告書を提出した後、修正申告書の提出又は更正によって追加税額が生じた場合	増差税額の10% (期限内申告税額と50万のいずれか多い金額を超える部分は15%)	更正を予知しない修正申告の場合は課されません	5千円未満不徴収
無申告加算税	①期限後申告、決定があった場合②期限後申告、決定について修正申告、更正があった場合	納付税額の15% (50万円超の部分は20%) 又更正、決定を予知しない修正申告、期限後申告は5%	法定申告期限から2週間以内にされた一定の期限後申告の場合は課されません	5千円未満不徴収
不納付加算税	源泉徴収税額について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	納付税額の10% (納税告知を予知しない法定納期限後の納付は5%)	法定納期限から1カ月以内にされた一定の納付の場合は課されません	5千円未満不徴収
重加算税	過少申告税などが課される場合において、仮装・隠ぺいにより申告している場合	①過少申告加算税・不納付加算税に代えて追加税額の35% ②無申告加算税に代えて追加税額の40%		5千円未満不徴収
延滞税	法定納付期限までに課される	法定納期限から2カ月以内は原則として納付した本税の7.3% (注)、その後は14.6%		1千円未満不徴収

(注) 例外・・・年7.3%と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合 **H26年は年2.9%**